

ウチダグループ人権方針

私たちは経営方針に基づき、企業の社会的責任として人権を尊重し、人権に関する取り組みを推進するため、「ウチダグループ人権方針」をここに定めます。

1. 人権への取り組み

(1) 差別

私たちは、性別、年齢、言語宗教、国籍、人種、信条、性的指向、社会的身分、身体的特徴などの理由によって差別をしません。

(2) ハラスメント

私たちは、ハラスメントや職場における優位性などを利用した人権侵害行為を行いません。

(3) 労働

私たちは、就業年齢に満たない児童に対する有害な労働および本人の意に反した不当な労働を一切認めません。

(4) 仕事と生活の調和

私たちは、労働時間の適正化や多様な働き方を促進することで、仕事と生活の調和の実現を目指します。

(5) 安全健康

私たちは、安全かつ心身ともに健康で働きやすい職場環境を築きます。

2. 適用範囲

本方針は、私たちウチダグループの全ての従業員に適用します。また、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーにおいても、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3. 人権デューデリジェンス

私たちは、人権デューデリジェンスの仕組みを通じて、私たちの事業における人権への負の影響を特定し、そのリスクの防止、または軽減を図るよう努めます。

4. 是正・救済

私たちは、事業活動によって引き起こされた人権侵害に関わる事案や問題に対する申し出を受けた場合には、適切な対応をすべく是正、救済措置を講じます。

5. 教育

私たちは、本方針が従業員に浸透するよう、適切な教育と研修を行います。

6. 対話・協議

関連するステークホルダーとの対話と協議を行うことにより、人権尊重の取り組みの向上と改善に努めます。

7. 情報開示

人権尊重の取り組みについて、ウェブサイト等を通じて情報開示を行います。

本方針は、株式会社ウチダ及び株式会社ウチダソーキの取締役会において2024年3月22日に承認されています。